

令和7年度

監査の概要

新潟市監査委員事務局

目 次

I 監査の概要

1. 監査委員とは 1
2. 新潟市の監査委員 1
3. 監査等の種類 3
4. 監査の基準 5
5. 監査結果の処理 6
6. 監査結果に基づく市長等の措置 6
7. 監査の流れ（定期監査） 7

II 令和7年度 監査等の結果

1. 定期監査（財務監査・行政監査、工事監査） 8
2. 財政援助団体等監査 15
3. 令和6年度 決算審査 19
4. 令和6年度 基金運用状況審査 31
5. 令和6年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査 32
6. 令和6年度 内部統制評価報告書審査 34
7. 例月現金出納検査 37
8. 住民監査請求に基づく監査 37
9. 請求等に基づく監査 38
10. 包括外部監査 38

III 参考

1. 関係法令・例規 39
2. 用語の解説 40

I 監査の概要

1. 監査委員とは

監査委員は、地方自治法（以下「地自法」という。）に基づいて設置される、地方公共団体の長から独立した独任制⁽¹⁾の執行機関です。

監査委員は常に公正不偏の態度を保持し、主に地方公共団体の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理を監査することを職務としています。

2. 新潟市の監査委員

監査委員は、行政運営に関し優れた識見を有する者と市議会議員のうちから、市長が市議会の同意を得て選任しています（地自法196）。

監査委員の任期は、識見の監査委員が4年、議選の監査委員が議員の任期によります（地自法197）。

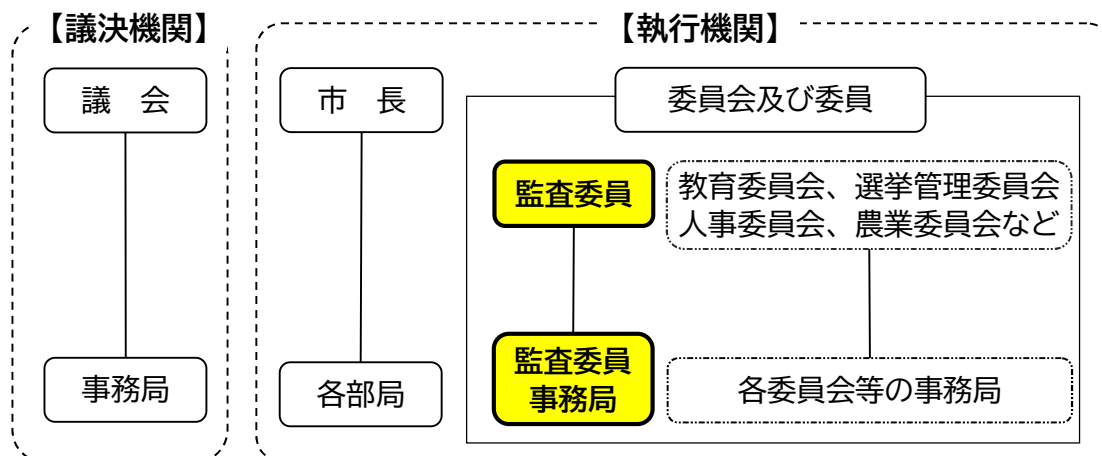
新潟市の監査委員は次の4名です。

区 分	氏 名	就任年月日	備 考	
識見委員	常 勤	古俣 泰規	令和8年 4月 1日	代表監査委員
	非常勤	伊藤 秀夫	令和7年10月 1日	弁護士
議選委員	非常勤	細野 弘康	令和7年 5月24日	市議会議員
	非常勤	中山 均	令和7年 5月24日	市議会議員

（令和8年4月現在）

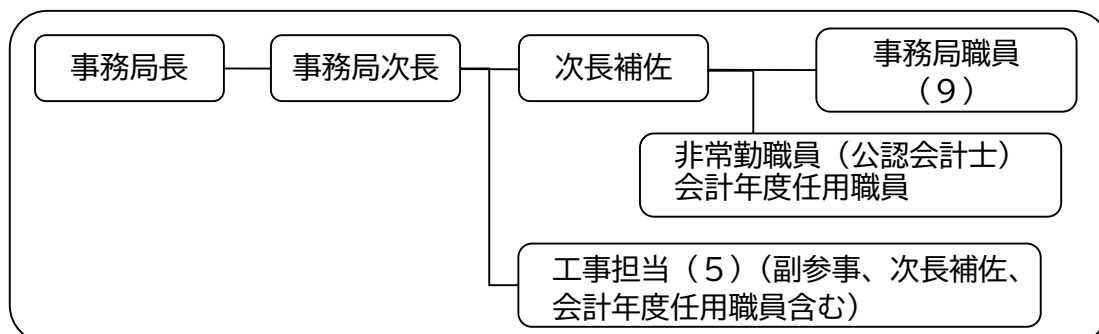
(1) 監査委員の位置づけ

監査委員は、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会等と同様に、地方公共団体に法律で設置が義務付けられた執行機関です（地自法180の5I）。



(2) 監査委員事務局について

監査委員を補助するため、事務局が置かれています（地自法200）。



※ () 内の数字は職員数。数字がない場合は1名。（令和8年4月現在）

【主な所掌事務】

- ・ 定期監査等監査に関する事
- ・ 出納検査に関する事
- ・ 決算審査や基金運用状況審査に関する事
- ・ 健全化判断比率等審査や資金不足比率等審査に関する事
- ・ 内部統制評価報告書の審査に関する事
- ・ 外部監査人の監査に関する事

3. 監査等の種類

市の行財政運営について、健全性や透明性の確保に寄与し、また、事務の管理や執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保することを目的として、監査、検査、審査（以下「監査等」という。）を行っています。

監査等の種類には、次のようなものがあります。

(1) 定期的に行う監査等

種 別	概 要	関係法令等
定期監査 (財務監査) (工事監査)	市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理についての監査 市の建設工事に係る設計、積算や施工等について、技術面からの監査	地自法 1 9 9 I、IV
決算審査	市長から提出された一般会計、特別会計、公営企業会計（下水道事業会計、水道事業会計、病院事業会計）の決算やその他関係書類の審査	地自法 2 3 3 II 地公企法 3 0 II
基金の運用状況審査	市長から提出された基金（定額運用基金）の運用状況書類の審査	地自法 2 4 1 V
健全化判断比率・ 資金不足比率審査	市長から提出された健全化判断比率 ⁽²⁾ 、資金不足比率 ⁽³⁾ 、その算定の基礎となる事項を記載した書類の審査	地公財健法 3 I、2 2 I
内部統制評価報告 書審査	市長から提出された内部統制評価報告書の審査	地自法 1 5 0 V
例月現金出納検査	現金の出納について毎月例日を定めて行う検査	地自法 2 3 5 の 2 I

(2) 必要時に行う監査

種 別	概 要	関係法令
行政監査	市の事務の執行についての監査	地自法 1 9 9 II
財政援助団体等に対する監査	市が財政的援助を与えている団体等の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行についての監査	地自法 1 9 9 VII
随時監査	定期監査のほか、必要に応じて行う、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理についての監査	地自法 1 9 9 I、V

(3) 市民等の請求・要求により行う監査

種 別	概 要	関係法令
住民監査請求に基づく監査	住民からの監査請求により行う監査	地自法 2 4 2

※その他、住民の直接請求に基づく監査（地自法 7 5）、議会の請求に基づく監査（地自法 9 8 II）、市長の要求に基づく監査（地自法 1 9 9 VI）等。

(4) 外部監査人による監査

種 別	概 要	関係法令
包括外部監査	市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について、監査委員による監査とは別に、包括外部監査人がテーマを決めて行う監査	地自法 2 5 2 の 3 7

4. 監査の基準

前記の各種監査等は、新潟市監査委員監査基準に基づいて実施しています。以下はその主な内容の抜粋です。

- 新潟市監査委員監査基準は地自法198の3 Iに規定する監査基準であり、監査委員は、本基準に従って監査等並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施する。(基準2)
- 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施する。そのリスクの内容及び程度を検討に当たっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断する。(基準7)
- 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮する。(基準15 II)
 - ・ 有効性…目的に見合った成果が表れているか
 - ・ 効率性…成果に対して最少の経費及び時間で事務が執行されているか
 - ・ 経済性…費用や手間などがかからないか、無駄がなく安価か
 - ・ 合規性…法令等の規範に従って事務が執行されているか
- 監査委員は、監査等の結果に関する報告等について、監査の結果に関する報告の内容、報告に添える意見の内容、報告に係る勧告の内容を、監査委員全員の連名で速やかに公表する。(基準23)

5. 監査結果の処理

監査により検出された事項は、概ね以下の6つの処理区分に整理しています。このうち「勧告」、「指摘事項」、「意見」に該当する事項については、監査結果を公表し、措置を求めています。

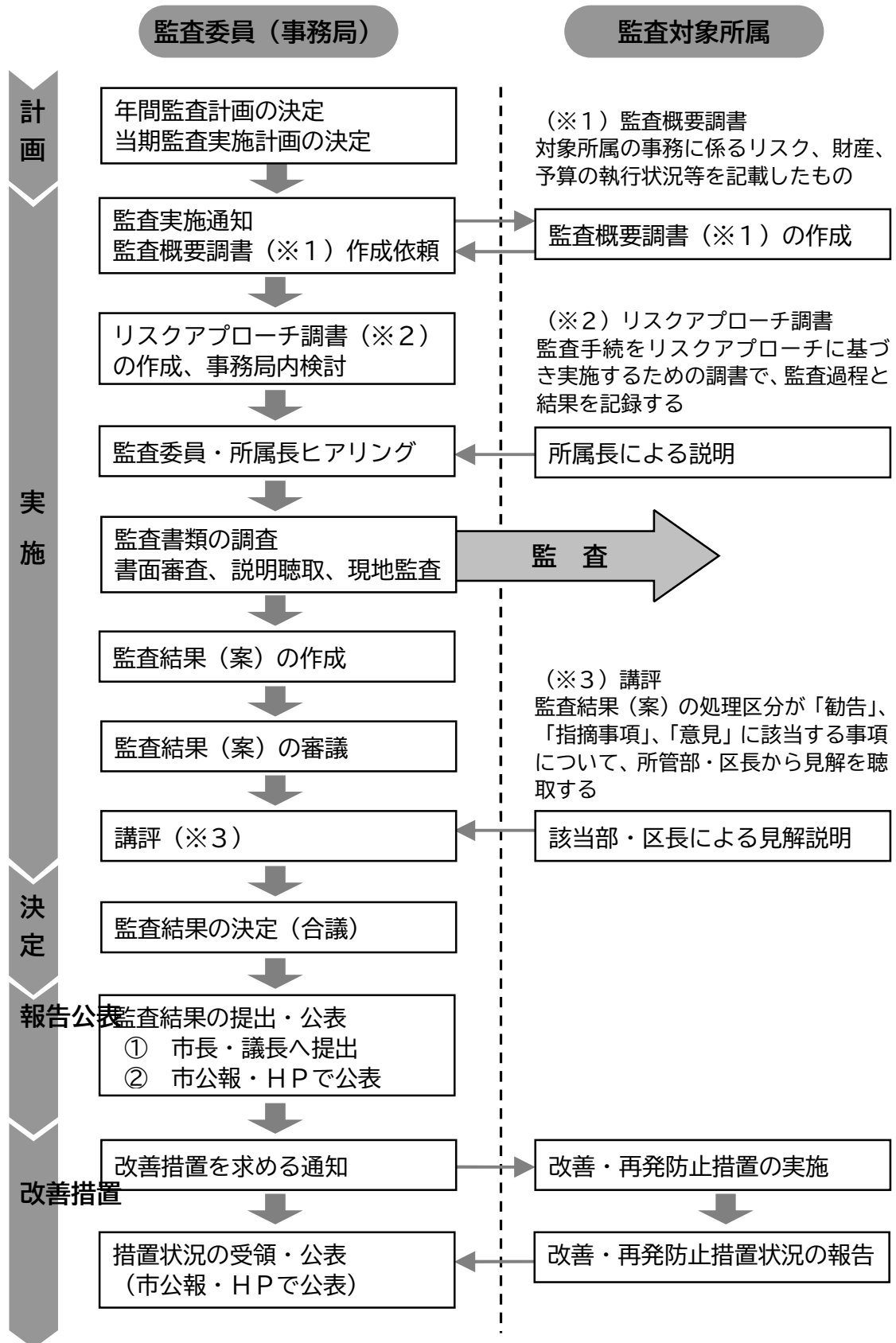
① 勧告	指摘事項に該当する事項のうち、特に措置を講ずる必要があると認める場合、又は監査結果で指摘事項として報告したもののについて、特に措置を講ずる必要があると認める場合（地自法199XI）
② 指摘事項	法令等に違反し、又は不当と認められるもので、その程度が著しい又は重大であり、是正若しくは改善を求める事項（地自法199IX）
③ 注意事項	法令等に違反し、又は不当と認められるもので、是正若しくは改善を求める事項、及びその他特に注意する事項
④ 指導事項	法令等に違反し、又は不当と認められるもので、是正若しくは改善を求める事項のうち軽易なもの、及びその他特に指導する事項
⑤ 現状確認	検出事項のうち、その後の進捗や結果について次回監査で確認するもの
⑥ 意見	組織及び運営の合理化に資するために示す監査委員の見解として公表するもの（地自法199X）

6. 監査結果に基づく市長等の措置

監査結果に関する報告等の提出を受けた市長等が、監査結果に基づき、措置を講じたときは、その内容を監査委員に通知しなければなりません。

監査委員は、実施した監査の実効性を確保するため、監査の実施後、措置の実施状況を確認しており、「勧告」、「指摘事項」、「意見」に該当した事項の措置の内容を公表しています（地自法199XIV、XV）。

7. 監査の流れ（定期監査）



II 令和7年度 監査等の結果

掲載している監査等の結果の全文はホームページからご覧になれます。
「令和7年度監査結果 新潟市」で検索してください。
(<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/kansa/kansa/R7kansakekka.html>)

1. 定期監査（財務監査・行政監査、工事監査）

（1）財務監査・行政監査

財務監査では、市の財務に関する事務の執行や公営企業の経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしており、その組織や運営の合理化に努めているかを監査しています。

また、財務監査の実施時に併せて行政監査も実施しており、財務以外の事務の執行についても監査しています。

年間3期、原則として部・区単位に監査を行っており、概ね3年間で全所属を一巡しています。

● 監査の着眼点（各期共通）

① 重点項目

- ・支出事務において、支払漏れや支払遅延など、適正ではない事務処理が発生していないか。
- ・財産管理事務において、使用料の徴収等が適正に行われているか。

② 共通項目

- ・事務事業の執行において、合规性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。
- ・事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。
- ・監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施した。（第1期のみ）

③ 収入事務

- ・収入に係る手続及び時期は適正か。

④ 支出事務	・違法、不当または不経済な支出はないか。
⑤ 契約事務	・契約に係る手続及び契約内容は適正か。
⑥ 財産管理事務	・公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

● 令和7年度 第1期（財務監査・行政監査）

項目		概要
監査対象		文化スポーツ部、観光・国際交流部、南区役所、市民病院事務局及び各業務の関係部署
対象事務		令和6年4月から令和7年1月末までの期間に執行された令和6年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
実施時期		令和7年2月13日から令和7年7月4日まで
監査結果	指摘事項	ア 診療報酬の過少請求により医業収益を逸失したもの(市民病院事務局医事課)【有効性】
	注意事項	【40件】 ア 収入事務に関すること 5件 ・督促状の未発行及び発行遅延 イ 現金取扱事務に関すること 12件 ・現金等の管理不徹底 ・手書き納付書の不適切な管理 ウ 支出事務に関すること 6件 ・委託料等の支払遅延 エ 契約事務に関すること 3件 ・契約日を遡って契約を締結したもの オ 指定管理事務に関すること 1件 ・徴収事務委託告示等手続漏れ カ 財産管理事務に関すること 13件 ・行政財産使用料の算定誤り ・契約締結の遅延

● 令和7年度 第2期（財務監査・行政監査）

項目		概要
監査対象		環境部、農林水産部、秘書課、会計課、人事委員会事務局、水道局及び各業務の関係部署

対象事務	令和6年4月から令和7年5月末までの期間に執行された令和6年度の事務事業（一部過年度分を含む。）	
実施時期	令和7年8月12日から令和7年12月24日まで	
監査結果	指摘事項	ア 不適切な一者随意契約を繰り返していたもの（環境部循環社会推進課）【合規性】 イ しゅん工検査における必須項目の確認を怠ったことにより、長期にわたり水道料金及び下水道使用料を誤徴収していたもの（水道局技術部給水装置課）【有効性】
	注意事項	【28件】 ア 収入事務に関すること 5件 ・ 出納整理期間に旧年度の収入を調定 イ 現金取扱事務に関すること 8件 ・ タクシー共通乗車券の不適切な管理 ・ 手書き用納入通知書の不適切な管理 ウ 支出事務に関すること 2件 ・ 委託料の支払遅延 エ 契約事務に関すること 1件 ・ 再委託承認の手続漏れ オ 補助金・負担金事務に関すること 1件 ・ 交付申請書の添付書類漏れ カ 財産管理事務に関すること 10件 ・ 専決区分等の誤り ・ 占用許可の手続漏れ キ その他 1件 ・ 給与改定差額の支払漏れ

● 令和7年度 第3期（財務監査・行政監査）

項目	概要	
監査対象	保健衛生部、下水道部、北区役所、議会事務局及び各業務の関係部署	
対象事務	令和7年4月から令和7年10月末までの期間に執行された令和7年度の事務事業（一部過年度分を含む。）	
実施時期	令和7年11月14日から令和8年3月27日まで	
監査結果	指摘事項	ア 補助金を過大に交付していたもの（北区役所区民生活課）【合規性】

<p>注意 事項</p>	<p>【43件】</p> <p>ア 収入事務に関すること 7件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出納整理期間に旧年度の収入を調定 <p>イ 現金取扱事務に関すること 9件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー共通乗車券の管理不徹底 ・ 任意団体に関する会計規程の未整備 <p>ウ 支出事務に関すること 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地賃借料の支払漏れ <p>エ 契約事務に関すること 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書の作成遅延 <p>オ 補助金・負担金事務に関すること 4件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書の添付書類漏れ <p>カ 財産管理事務に関すること 17件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可事務や契約事務の遅延 ・ 行政財産使用料等の算定誤り
------------------	--

(2) 工事監査

工事監査では、設計、積算、施工、監理など工事に関連した事項全般について、主として技術面から適正に行われているかを監査しています。

法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施しています。

年間2期、建築工事、土木工事を対象に監査を行っており、概ね2年間で工事を所管又は工事に関係する所属を一巡しています。

● 監査の着眼点（各期共通）

- ① 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- ② 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- ③ 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- ④ 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- ⑤ 工事請負契約は適正に行われているか。
- ⑥ 関係機関との調整は適切に行われているか。
- ⑦ 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- ⑧ 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- ⑨ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

● 令和7年度 第1期（工事監査）

項目	概要
監査対象	都市政策部（新潟駅周辺整備事務所）、土木部（東部地域土木事務所、西部地域土木事務所）、東区役所（建設課）、秋葉区役所（産業振興課、建設課）、西区役所（建設課）、監査実施工事の関係部署
対象工事	① 新潟駅周辺整備事務所、東部地域土木事務所、西部地域土木事務所 ・令和6年4月から令和7年2月までに契約した当初設計金額1,000万円を超える工事 ② 東区役所建設課、秋葉区役所産業振興課、同建設課、西区役所建設課

		・令和6年4月から令和7年2月までに契約した当初設計金額250万円を超える工事
実施時期		令和7年3月14日から令和7年10月28日まで
監査結果	指摘事項	ア 間接工事費の積算における地域補正を適用していなかったもの（西区役所建設課）【合規性】
	注意事項	<p>【34件】</p> <p>ア 設計に関すること 8件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に必要な図面の添付等がなかったもの ・工事発注前の事前協議を怠っていたもの ・工事発注前に解体工事との調整が不足していたもの <p>イ 積算に関すること 15件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算時において比較検討を怠っていたもの ・設計単価の見積依頼において所属長決裁を怠っていたもの ・労務単価の冬期補正を誤っていたもの ・見積による施工費の算定方法を誤っていたもの ・見積の徴収方法が誤っていたもの ・変更設計の数量計上を誤っていたもの ・施工地域区分を確認するDID地図を誤っていたもの ・採用しなかった工法の試験費を変更設計で誤って計上していたもの ・施工歩掛の決定方法を誤っていたもの ・産業廃棄物の処分費が適切に計上されていなかったもの ・設計単価の決定方法を誤っていたもの ・新労務単価の運用を誤っていたもの <p>ウ 施工に関すること 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来形管理に必要な測定項目が記録されていなかったもの ・設計図書に記載の特記事項の調査を怠っていたもの <p>エ 監理に関すること 9件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事打合簿の運用を誤っていたもの ・工事打合簿での協議を怠っていたもの ・週休2日取得工事実施要領の運用を誤っていたもの

● 令和7年度 第2期（工事監査）

項目	概要
監査対象	建築部（建築保全課、公共建築課）、下水道部（東部地域下水道事務所、西部地域下水道事務所、下水道管理センター維持管理課・施設管理課・施設整備課）、監査実施工事の関係部署

対象工事	① 建築保全課、公共建築課 ・令和6年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事 ② 東部地域下水道事務所、西部地域下水道事務所、下水道管理センター維持管理課・施設管理課・施設整備課 ・令和6年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事並びに令和5年度に契約した東下第25号、東下第28号及び東下第31号
実施時期	令和7年9月9日から令和8年3月27日まで
監査結果	指摘事項 ア 交通誘導警備員の積算における単価設定を誤っていたもの (建築部公共建築課)【合規性】
	注意事項 【21件】 ア 設計に関すること 4件 ・昇降機設備の図面に不整合があったもの ・工事発注前の詳細協議が不足していたもの ・設計図書に施工条件が記載されていなかったもの イ 積算に関すること 8件 ・変更設計の数量計上を誤っていたもの ・施工地域区分を確認するDID地図を誤っていたもの ・労務単価の冬期補正を誤っていたもの ・輸送費を間接工事費の対象としていなかったもの ・設計単価の決定方法を誤っていたもの ・見積の徴収による間接工事費を誤って利用し積算したもの ウ 監理に関すること 9件 ・工事打合簿での協議を怠っていたもの ・週休2日取得工事実施要領の運用を誤っていたもの ・建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領の運用を誤っていたもの ・熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行実施要領の運用を誤っていたもの ・現場環境改善費実施要領の運用を誤っていたもの

2. 財政援助団体等監査

市が財政的援助を与えている団体等について、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかなどを監査しています。

なお、財政援助団体等とは、財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、公有地信託の受託者、公の施設の指定管理者のことをいいます。

● 監査の着眼点（各期共通）

① 対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。 ・ 経営成績及び財政状態は良好か。 ・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。 ・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。 ・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。 ・ 自立的な経営を進めるための取組（自主財源の確保等）はどうか。
② 所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。 ・ 対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

● 令和7年度 第1期（出資団体監査）

項目	概要	
監査対象	① 対象団体	公益財団法人新潟市海洋河川文化財団
	② 所管課	文化スポーツ部文化政策課
対象事務	令和6年4月から令和7年3月までに執行された事務事業	
実施時期	令和7年8月1日から令和7年12月24日まで	
監査結果	指摘事項	該当なし
	注意事項	ア タクシー共通乗車券及びテレホンカードの管理が不適切だったもの（団体）
	意見	財団は、本市を中心とする海洋・河川文化の重要性・関係性を啓発し、文化醸成に寄与するとともに、水族館の管理運営を行うため、公益財団法人新潟市開発公社の水族館部門が独立して設立

された。財団の中長期計画に掲げる水族館ビジョン「新潟で一番愛される施設を目指す！」に積極的に取り組み、本市ならではの展示や調査研究等、水族館の魅力向上や様々な事業を展開することにより、新型ウイルス禍の期間を除いて年間50万人以上の入館者数を維持してきた。

しかし、財団は、事業運営において、財源の多くを市からの指定管理料や補助金により賄っているため、財政基盤が非常に脆弱である。また、近年の物価高騰等の影響に加え、平成25年に一部のリニューアル工事が行われたものの、建物や設備の老朽化が顕著であり、修繕工事の費用が増加するなど、財団を取り巻く環境は厳しさを増している。さらに、正職員の高齢化が進む中、財団の安定した事業継続のためには人材育成や技術継承が必要であるが、指定管理期間が5年間のため、長期的な見通しを持った職員採用・登用が困難であり、若手の人材確保が課題となっている。

このような状況において、財団が継続的に事業を運営していくためには、現状にとどまらず、事業の充実や質の向上を図り、入館者数の増加に一層取り組むことで財団の価値を高め、指定管理者として引き続き選定されるよう努めていくことが不可欠である。加えて、収益事業であるレストラン等の増収につなげ、自ら財源を確保していくことが必要である。

一方、所管課においては、水族館がいずれは改築等の時期を迎えることを踏まえ、人口減少や多様化する価値観など社会情勢の変化の中で、将来の水族館のあり方や目指す方向性といった市のビジョンを検討していく必要があると認識している。その際は、これまで培ってきた財団の知識や経験等を活用することはもとより、それらに基づく発想や提案を取り入れ、さらなる内容の充実を図ることが求められる。

財団と所管課は、現在抱えている課題に対し共通認識を持つとともに、連携協力し解決に向けて取り組んでいく必要がある。水族館が本市を代表する文化施設としてより有益で魅力的なものとなるよう、それぞれの役割を果たしながら将来像を作り上げ、本市の文化醸成と地域社会の持続的発展に寄与していくことを望むものである。

● 令和7年度 第2期（出資団体監査）

項目		概要
監査対象		① 対象団体 新潟市土地開発公社 ② 所管課 財務部用地対策課
対象事務		令和6年4月から令和7年3月までに執行された事務事業
実施時期		令和7年11月5日から令和8年3月27日まで
監査結果	指摘事項	該当なし
	注意事項	ア タクシー共通乗車券及び印紙の管理が不適切だったもの（団体） イ 公社と本市との間に財産貸付契約等がないにもかかわらず、公社保有地を本市に使用させていたもの（団体） ウ 監事に対して顧問料を支払っていたもの（団体） エ 経費執行伺を作成していなかったもの（団体）
	意見	<p>公社は、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立された法人であり、本市等の依頼に基づく公共用地等の先行取得と、依頼元が買取するまでの間における当該用地の管理を役割としている。公社設立当初の地価上昇が続く状況においては、先行取得により地価が安価な時に土地を取得できるというメリットがあったが、バブル経済崩壊後の地価が下落する状況においては、公社が土地の先行取得をするメリットは無くなり、平成23年度には解散する方針が示された。</p> <p>しかし公社は、本市による保有地の買取を解散の前提としているが、買取が進まないため、長期間保有し続けている土地の処分について先行きが見通せないものがあり、解散の時期を明確に定めることができないとしている。</p> <p>これら長期保有地のうち、簿価の大半を占める新潟駅周辺整備事業用地については、事業の進展により大幅な解消を見込むことができるものの、都市計画道路新津新町・大久保線事業用地及び都市計画道路秋葉程島整備事業用地については、具体的な動きはなく、買取にかかる予算措置がされない状況が続いている。また、地域環境保全林整備用地は、平成8年に取得した阿賀町の山林であるが、土地が2か所に分かれている上、急峻な地形で、具体的な事業計画が定まっていない。これらの土地について、本市は期限を定めて買取する旨の協定書を公社と取り交わしているが、新潟駅周辺整備事業用地を除いては、具体的な見通しがなく、繰り返し協定書の買取期限が延期されて現在に至っている。</p>

	<p>前述のとおり、公社は本市の依頼に基づいて公共用地等の先行取得を行ってきたことから、長期保有地が存在し続けることは、本市の方針に起因するものであり、公社としては本市の動向を注視するほかない。しかし、このような状況下においても、公社は保有地貸付事業等でより多くの収益確保を検討し、財政的自立を図りながら、他自治体における土地開発公社の解散事例を研究するなど、解散に向けたスキームを構築していかなければならない。そして本市は、長期保有地の解消に向け、責任をもって今後の方針を決定し、問題の解決に取り組むよう望むものである。</p>
--	---

3. 令和6年度 決算審査

毎会計年度、会計管理者や各公営企業会計管理者が調製した決算について、市長からの審査依頼に基づき、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかなどを審査しています。

(1) 一般会計・特別会計

● 審査の着眼点

- ① 決算書類は、関係法令に準拠して作成されているか。
- ② 決算書類の計数は正確か。
- ③ 予算執行は、適正かつ効率的、効果的に行われているか。
- ④ 財務に関する事務が法令に準拠して処理されているか。

● 審査の結果

審査に付された各会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ、決算計数は正確であると認めた。

予算の執行、財務に関する事務処理は、おおむね適正であると認めた。

● 決算の概要

○ 決算収支の状況

(単位：千円)

区 分	令和6年度			前年度比 増減(計)
	計	一般会計	特別会計	
予算現額	767,463,564	512,741,281	254,722,283	22,657,834
歳入決算額 A	716,715,519	463,544,553	253,170,966	23,015,998
歳出決算額 B	703,691,444	452,133,373	251,558,071	26,434,086
形式収支 ⁽⁴⁾ C=A-B	13,024,075	11,411,180	1,612,895	△3,418,088
翌年度へ繰り越すべき財源 D	5,105,870	5,105,870	0	△3,691,697
実質収支 ⁽⁵⁾ E=C-D	7,918,205	6,305,310	1,612,895	273,609
前年度実質収支 F	7,644,596	4,564,145	3,079,450	△1,609,908
単年度収支 ⁽⁶⁾ G=E-F	273,610	1,740,165	△1,466,555	1,883,518
積立金 H	4,362,787	4,176,801	185,986	656,155
積立金取崩し額 I	4,356,312	4,144,461	211,851	△3,188,545
繰上償還金 J	0	0	0	0
実質単年度収支 ⁽⁷⁾ G+H-I+J	280,084	1,772,505	△1,492,420	5,728,217

※単位未満は四捨五入しているため、総数とその内訳の合計が一致しない場合がある。

○ 市債現在高

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和5年度末	比較増減
一般会計	617,187,271	624,545,228	△7,357,957
特別会計	7,152,603	6,537,615	614,987
合 計	624,339,874	631,082,843	△6,742,970

※単位未満は四捨五入しているため、総数とその内訳の合計が一致しない場合がある。

○ 主な基金現在高

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和5年度末	比較増減
財政調整基金	5,026,969	4,994,629	32,340
市債管理基金	2,092,104	1,129,848	962,256
都市整備基金	1,506,060	1,505,839	221

※満期一括償還積立分については、市債管理基金現在高には含まない。

○ 財政指標

区 分	単位	令和6年度	令和5年度	比較増減
実質収支比率 ⁽⁸⁾	%	2.8	2.2	0.6
財政力指数 ⁽⁹⁾	-	0.642	0.649	△0.007
経常収支比率 ⁽¹⁰⁾	%	94.9	94.2	0.7
人口 ⁽¹¹⁾ 1人あたり地方債現在高	円	811,671	814,517	△2,846
人口 ⁽¹¹⁾ 1人あたり基金現在高	円	11,816	10,850	966

● 審査意見（各論）

1 決算の概要

一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入が前年度比 230 億円増の 7,167 億円、歳出が前年度比 264 億円増の 7,037 億円となった。

一般会計の決算総額は、歳入が地方交付税の増などにより前年度比 248 億円増の 4,635 億円、歳出が普通建設事業費や人件費の増などにより 268 億円増の 4,521 億円となり、形式収支は 114 億円、実質収支は 63 億円となった。

【表1 一般会計決算収支の状況】

(単位：千円・%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
予 算 現 額	512,741,281	490,185,920	22,555,361	4.6
歳 入 決 算 額 A	463,544,553	438,698,085	24,846,468	5.7
歳 出 決 算 額 B	452,133,373	425,335,447	26,797,926	6.3
形 式 収 支 C=A-B	11,411,180	13,362,638	△ 1,951,458	△ 14.6
翌年度へ繰り越すべき財源 D	5,105,870	8,797,493	△ 3,691,623	△ 42.0
実 質 収 支 E=C-D	6,305,310	4,565,145	1,740,165	38.1
前 年 度 実 質 収 支 F	4,565,145	5,697,111	△ 1,131,966	△ 19.9
単 年 度 収 支 G=E-F	1,740,165	△ 1,131,966	2,872,131	—
積 立 金 H	4,176,801	3,681,018	495,783	13.5
積立金取崩し額 I	4,144,461	7,506,382	△ 3,361,921	△ 44.8
繰上償還金 J	0	0	0	—
実質単年度収支 G+H-I+J	1,772,505	△ 4,957,330	6,729,835	—

2 歳入状況（一般会計）

一般会計の歳入全体では、前年度比248億円増の4,635億円となった。

一般財源では、定額減税の実施などにより市税が16億円の減となったものの、臨時財政対策債への振替分の減少などによる地方交付税の増、定額減税減収補填特例交付金の皆増などによる地方特例交付金の増などにより、前年度比131億円の増となった。

また、一般財源以外では、令和6年能登半島地震対応経費の増加などによる県支出金の増、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増加などによる国庫支出金の増などにより、118億円の増となった。

【表2 主な歳入決算額の推移】

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年増減
市 税	133,682,198	132,094,399	134,987,795	135,601,082	133,999,625	△ 1,601,457
個人市民税	55,527,017	55,096,654	55,497,453	55,987,080	52,570,629	△ 3,416,451
地方交付税	59,757,744	69,966,517	69,539,990	76,945,419	85,460,834	8,515,415
地方譲与税・交付金	11,813,538	14,561,859	12,766,853	13,355,241	18,744,752	5,389,511
一般財源計	223,174,242	236,124,397	237,590,389	246,141,724	259,220,002	13,078,278
国庫支出金	161,326,748	106,153,286	92,922,136	88,954,036	90,351,132	1,397,096
県 支 出 金	20,114,877	27,983,895	25,237,654	22,401,640	29,278,465	6,876,825
一般財源以外計	266,292,239	212,924,593	197,295,166	192,556,361	204,324,551	11,768,190
歳 入 合 計	489,466,481	449,048,990	434,885,556	438,698,085	463,544,553	24,846,468

3 歳出状況（一般会計）

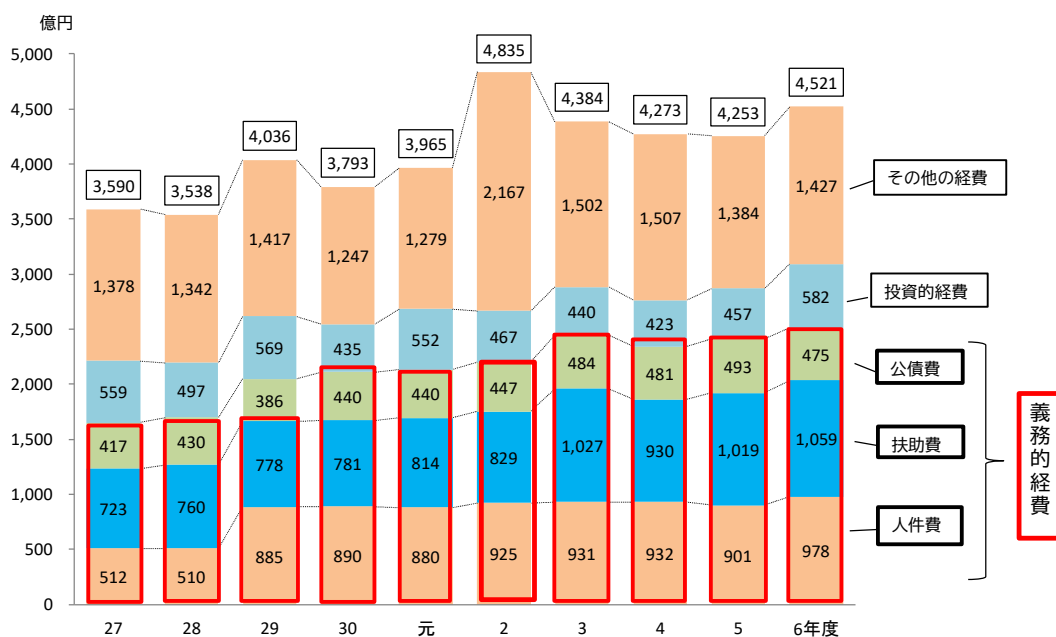
一般会計の歳出全体では、前年度比268億円増の4,521億円となった。

義務的経費では、給与改定のほか、定年延長の段階的な実施に伴い前年度は

生じなかった定年退職者への退職手当が発生したことなどにより人件費が前年度比 77 億円の増、投資的経費では、令和 6 年能登半島地震の被災住宅応急修理事業増加などにより 126 億円の増、その他の経費では、被災家屋等の解体・撤去事業の増加などにより 43 億円の増となった。

歳出全体における義務的経費の割合は前年度に比べて 1.1 ポイント低下の 55.6%となったが、これは、歳出全体が前年度より大幅に増加したことで義務的経費の割合が相対的に低下したことによるものである。

【図 1 性質別歳出額の推移】



● 審査意見（まとめ）

(1) 令和 6 年度を振り返って

ア 令和 6 年度予算について

一般会計当初予算は、令和 6 年能登半島地震により被害を受けた市民生活の再建支援など「安心・安全」、交流人口の拡大と地域経済の活性化を進める「活力・交流」、多様な主体と連携しながら子育てや教育への支援をさらに充実させる「子育て・教育」の 3 つに力点を置き、都市の活力向上と住民福祉の向上の好循環をつくりだし、本市の明るい未来を切りひらくという方針のもとで編成された。

その後、光熱費や食料品などの物価高騰による影響が大きい市民や事業者への対策のほか、令和 6 年能登半島地震への対応など、総額で 505 億円にの

ばる補正予算が計上されることとなった。

イ 令和6年度決算について

一般会計決算は、歳入が4,635億円、歳出が4,521億円となり、前年度に続き規模の大きな決算となった。

歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の減少や、地域のお店応援商品券発行事業費が皆減したが、人件費など経常的な支出の増加のほか、物価高騰や令和6年能登半島地震などへの対応に要する多額の臨時的支出が生じたことなどにより、前年度と比べ増加することとなった。

歳入では、地方特例交付金が定額減税の減収補填分として増加したことや、令和6年能登半島地震への対応経費に対する国庫支出金及び県支出金が増加したことなどにより、前年度と比べ増加することとなった。

その結果、一般会計の実質収支は63億円、実質単年度収支は18億円の黒字となった。物価高騰や令和6年能登半島地震などへの対応にあたっては、国や県からの財源を積極的に活用し、財政調整基金を必要に応じて取り崩し、かつ、適宜積み立て、基金の残高を前年度並みに維持したうえで黒字決算となったことは評価できる。しかしながら、本市を取り巻く現下の情勢や今後の見通しは依然として不透明であることから、有事に備えて基金の積増を図るなど、引き続き健全な財政運営に努められたい。

(2)「選ばれる都市 新潟市」の実現に向けて

ア 物価の上昇など喫緊の課題への適時適切な対応を

令和6年能登半島地震の発災から1年以上が経過し、本市においては復旧から復興へと向けた動きが進んでいる。一方、地域経済においては、長引く物価高騰が、市民の暮らしや事業者の経営に大きな影響を与えており、本市の消費者物価指数や国内企業物価指数も前年と比べ上昇し、厳しい状況に置かれている市民や事業者も少なくない。また、地震からの復興を目指す市民や事業者にとっても、物価の上昇は大きな障壁となる。そのため、地域経済や社会情勢の動向を注視するとともに、これまで同様、国や県からの財源を積極的に活用するとともに、必要に応じて本市独自の財源を使用するなど、適時適切な対応が求められる。

イ 人口減少やインフラ・施設の老朽化など「都市の老化」への適切な対応を

我が国における人口の減少が問題となって久しいが、本市においても2020年から2045年にかけて、約2割の人口減少が推計されている。老年人口は増えていくが、生産年齢人口については約3割減少する推計となっており、こ

のままでは使う人に対し稼ぐ人が減っていく状況が続いていくことが見込まれる。このような状況下では、地域経済が衰退するばかりであることから、地域の中で経済活力を生み出すだけでなく、地域の外から消費や投資を呼び込み、事業者の稼ぐ力を高めて市民所得を向上させ、それを地域の中で循環させて、成長の天井を上げていくことが重要となる。

新潟駅のリニューアルや、にいがた2 kmなどの取組により、都市機能の充実と拠点性の向上が図られ、企業誘致が進み、会社設立や設置数も伸びてきている。今後は、そこで生まれた雇用の安定やさらなる拡大が図られるよう、積極的な取組が求められる。一方、本市への観光客入込数は新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつあるが、新潟市観光アクションプランによると、他都市と比較して県外、海外からの来訪が少ないとされている。その課題に対し、本市ならではの魅力である「食と農」や、みなとまち文化を内外にアピールし、インバウンドを含めた観光需要を増大させる必要がある。本市の強みを最大限に生かし、交流人口を伸ばすとともに、経済活力の向上を図ることが望まれる。

人口減少を背景としたさらなる課題として、インフラや公共施設の老朽化が挙げられる。過去の意見書でもインフラや公共施設の老朽化により、修繕費や更新費用の増大が見込まれ、その全てを維持していくことは困難な状況であると言及してきた。これらの増大は、本市の財政を圧迫することから、インフラの維持や更新は計画的かつ効率的に行う必要がある。また、公共施設については、「新潟市財産経営推進計画」に基づき、これまで以上に施設の経営改善による経費削減に取り組むとともに、長く進捗がみられなかった公共施設の再編にあたっては、スピード感を持って地域住民と課題を共有しながら、それが地域や時代に見合った施設となるよう着実に取り組まれない。

以上のとおり、本市には、物価高騰や令和6年能登半島地震からの復興など、喫緊の課題のほか、生産年齢人口の減少による地域経済への影響、老朽化したインフラの整備や公共施設のあり方など、中長期的な視点に基づく課題が依然として山積している。その課題解決は容易ではないが、人口減少時代においても安心して暮らせる「選ばれる都市 新潟市」の実現に向け、粘り強く取り組んでいくことを強く望むものである。

(2) 公営企業会計

● 審査の着眼点

- ① 各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか。
- ② 各事業会計の決算書類がその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか。

● 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事務の執行についてはおおむね適正であると認めた。

● 各企業別の審査内容

【下水道事業会計】

○ 経営成績

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減
総収益(千円)	31,148,659	30,928,924	219,735
総費用(千円)	30,396,398	30,157,420	238,978
純利益(千円)	752,261	771,504	△19,243
総収支比率(%)	102.5	102.6	△0.1
経常収支比率(%)	103.3	103.7	△0.4
営業収支比率(%)	79.7	79.5	0.2
企業債元利償還金 対料金収入比率(%)	215.3	221.8	△6.5

※単位未満は四捨五入しているため、差引が一致しない場合がある。

○ 審査意見

【経営状況】

当年度の経営成績は、通常の事業活動から生じる経常損益が9億9,751万円となり、前年度と比べ1億1,217万円の減益となった。これは、高利率の企業債の償還が進み支払利息及び企業債取扱諸費が減少したことにより営業外費用が2億314万円減となったものの、労務単価の上昇に伴う委託料の増加等により営業費用が3億4,978万円増となったことが主な要因である。なお、純利益は7億5,226万円となり、前年度に比べ1,924万円の減益に留まった。

【今後の課題】

近年、下水道管に起因する道路陥没が全国的に発生しており、令和7年1月には埼玉県八潮市で下水道管の破損が原因と考えられる大規模な道路陥没が発生し、人命が失われたほか、社会生活に多大な影響を及ぼした。本市においても、下水道管の破損による道路陥没は毎年、数十件から100件程度発生しており、直近5年間に於いて数件の公衆災害が起きている。当年度は、陥没した道路にトラクターが転落して全損する事故が発生した。これらの対応として、独自に緊急点検を実施したほか、令和7年度中には国の要請による全国特別重点調査を実施することとし、加えて、下水道の点検・調査の強化の必要性から、国の動向を踏まえ対応を進めていくこととしている。

また、前年度に発生した能登半島地震により本市の下水道施設は甚大な被害を受けており、当年度においても引き続き復旧工事を推進し、令和8年度末の完了を目指している。それに加え、気候変動の影響により集中豪雨が頻発化・激甚化していることから浸水対策を着実に推進するほか、下水道施設全体の老朽化や耐震化・耐水化対策等についても同時に取り組まなければならない。本市では地震からの復旧を最優先に取り組んでいるところであるが、限られた資源の中で優先度を見極め、社会生活への影響を最小限に抑えることができるよう、計画的かつ効率的な事業の実施が求められる。

一方、経営の基盤となる当年度の下水道使用料は、能登半島地震に伴う減免措置の影響があった前年度と比べ増加したが、人口減少や節水器具の普及などにより今後は減少傾向が継続していくことが見込まれる。また、高利率の企業債の償還が進んだことにより支払利息等の営業外費用は減少したものの、その減少幅以上に委託料等の営業費用が増加し、費用全体を増大させた。この傾向が続けば、事業運営への影響が懸念されるため、今後の推移を注視していかななければならない。これまで、建設事業の選択と集中による整備や予防保全型の維持管理等の支出削減に取り組んできたが、さらなる収益確保のため、下水道への接続勧奨を強化していくことはもとより、国からの補助金等の制度を積極的に活用していくことも必要である。

以上のように、下水道事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、5年ぶりに改訂された中期ビジョンに基づき、様々な施策を着実に推進しなければならない。引き続き、下水道施設の機能を確保し、安定的・継続的な下水道サービスを提供するとともに、長期的な視点の下、健全で持続可能な下水道事業となるよう取り組まれない。

【水道事業会計】

○ 経営成績

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減
総収益（千円）	16,476,587	15,674,452	802,135
総費用（千円）	16,152,253	15,179,361	972,892
純利益（千円）	324,334	495,091	△170,757
総収支比率（％）	102.0	103.3	△1.3
経常収支比率（％）	102.5	105.1	△2.6
営業収支比率（％）	96.8	98.3	△1.5
企業債元利償還金 対料金収入比率（％）	28.7	30.4	△1.7

※単位未満は四捨五入しているため、差引が一致しない場合がある。

○ 審査意見

【経営状況及び財政状況】

当年度の純利益は、前年度比1億7,075万円減益の3億2,433万円となった。これは、料金改定によって給水収益は5億3,475万円増加したものの、老朽化施設の更新や耐震化の推進により減価償却費が増加したほか、大規模な水管橋修理工事や取水施設の撤去費など臨時的経費が発生したことにより、営業費用が7億9,842万円増加したことが主な要因である。

内部留保資金は、49億3,534万円となった。これは、当年度において約16億円の建設改良費等が翌年度に繰り越されたほか、料金改定による給水収益の増加や、改定時期を3か月遅らせたことに伴う資金減少に対応するため、企業債借入額を増額したことなどによるものである。結果として、新・マスタープラン後期実施計画における見込額から約30億円増加となった。

【今後の課題】

当年度は、人口減少による水需要の減少や物価高騰に伴う費用の増加が継続する中で、老朽化施設の更新や規模適正化、災害対策を計画的に進めるため、約24年ぶりに料金改定を実施して財政基盤の強化を図り、財源の確保に取り組んだ。

本市には昭和40年代から50年代に建設された浄配水場施設や管路施設が多く、引き続き更新需要の増大や自然災害への対応を計画的に推進する必要がある。そのため、当年度策定した「新潟市水道事業経営計画（マスタープラン2034）」では、浄配水場施設や管路施設の更新及び耐震化について、令和7年度からの10年間で約1,037億円の投資が計画されている。ただし、その計画どおりに老朽化施設の更新及び耐震化を進めた場合、令和12年度には累積資

金残高がマイナスになることが試算されている。

料金改定により当面の財源は確保されたものの、老朽化施設の更新需要のさらなる増大が見込まれることから、事業運営に必要な財源の確保は、引き続き厳しい状況にあるといえる。そのため、より一層の業務効率化や経費節減に取り組みとともに、適正な料金水準についても適宜検証するなど、事業運営の健全性を確保することが不可欠である。

この点に関連して、マスタープラン 2034 においても、これまでの計画における目指す方向性である「安全」「強靱」「持続」に「健全」を加えるとしたうえで、「後世に健全な水道を引き継ぐために、水道料金のあり方を継続して検討していきます」と示している。水道料金のあり方は、重要かつ永続的な課題であるといえるが、検討にあたっては、実施した業務効率化や経費節減の取組の内容と、その成果についての客観的情報や水道局としての自己評価を適時適切に公開することを前提に、広く市民の声に耳を傾けるという基本姿勢のもとに遂行されるべきであることを忘れてはならない。

水道事業者の使命は、安心安全な水道水を安定して供給し続けることと同プランにも記されている。この使命を果たすためにも、前述の4つの目指す方向性のもと、実施計画に基づいた施策を進め、同プランの基本理念である「すべてのお客さまに信頼される水道」の実現が図られるよう、上記指摘を踏まえつつ、不断の経営改善に取り組み、持続可能な水道事業運営に努められたい。

【病院事業会計】

○ 経営成績

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減
総収益（千円）	27,390,262	27,957,869	△567,607
総費用（千円）	28,985,534	28,662,872	322,662
純利益（千円）	△1,595,272	△705,003	△890,269
総収支比率（％）	94.5	97.5	△3.0
経常収支比率（％）	93.8	97.6	△3.8
医業収支比率（％）	86.6	86.3	0.3
企業債元利償還金 対料金収入比率（％）	8.4	10.7	△2.3

※単位未満は四捨五入しているため、差引が一致しない場合がある。

○ 審査意見

【経営状況】

当年度は、純損失として15億9,527万円を計上し、前年度より8億9,026万円赤字が拡大した。

その要因として経常収支の悪化が挙げられる。入院と外来の延患者数が、新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつあった前年度と同程度に留まり、感染症拡大前の水準に回復していないことや、給与改定等により給与費が10億2,210万円増加したことに加え、前年度に3億7,233万円の交付を受けていた新型コロナウイルス感染症に係る病床確保の補助金が終了したことなどに起因している。

当年度の純損失を前年度繰越欠損金に加えた結果、当年度未処理欠損金は78億8,212万円となり、負債総額が資産総額を上回る債務超過の状態となった。

【今後の課題】

当年度は、前年度に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して、経済社会は以前の状態に戻りつつある中、大幅な純損失を計上した。その主な原因は、延患者数が入院外来ともに感染症流行前の水準に戻らず、医業収益が伸び悩んだことと、10億2,210万円の給与費の増加が挙げられる。特に、市民病院の職員給与は人事委員会勧告に基づいた市長部局の職員給与を基準として改定を行っており、民間企業の賃上げ状況や物価の高騰などを踏まえると、次年度においても引き上げ勧告となる可能性が高いことから、当年度同様に給与増が見込まれる。令和6年度に改定された診療報酬では、医業費用の概ね半分を占める給与費の増加に十分対応できないため、医業損失は次年度において大幅に拡大する可能性が高い。そのため、純損失も拡大が見込まれ、当年度において大幅に減少した内部留保資金は、今後も急激に減少し、近い将来枯渇することが懸念される。

市民病院の使命は、新潟医療圏の高度急性期・急性期病院として、重症・専門・救急を中心とした質の高い医療を提供することであり、同時に、公立病院として、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供する役目を担っている。それらを果たすための事業継続には一定の運転資金が必要であるが、当年度末における資金期末残高の49億9,186万円は、総費用の概ね2か月分に相当することから、これ以上の資金の減少が続けば、事業の継続に支障をきたすことになりかねない。そのような状況にならないためにも、まずは独立採算制の原則に沿って、病床利用率の向上等、収益確保の取組と費用の節減を進めるとともに、ハイブリッド手術室を始めとする設備投資の効果を最大限に発揮して、純損益の黒字化につながるよう、早急に対策を講じなければ

ならない。また、診療報酬が適切に改定されない場合は、必要に応じて、本市の一般会計からの負担が適正となるよう、あらためて検討すべきである。

全国の自治体病院の大半で経営状況が悪化している状況の中、市民病院においても当年度に大幅な純損失を計上し、債務超過の状態となった。これは新型コロナウイルス感染症の流行期から急増した未処理欠損金に、当年度の大幅な純損失が加わったことが要因である。感染症が収束して経営危機が表面化した現在、市民病院としても経営成績と財政状態が急速に悪化した原因をあらためて分析するとともに、危機的な経営状況に置かれていることを職員一人一人が認識し、組織一丸となって収支改善を図り、持続可能な健全経営に取り組むことを強く求めるものである。

4. 令和6年度 基金運用状況審査

毎会計年度、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、市長からの審査依頼に基づき、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかなどを審査しています。

● 対象基金

- ① 美術資料取得基金
- ② 歴史資料及び文学資料取得基金

● 審査の着眼点

- ① 各基金運用状況報告について、その計数が正確であるか。
- ② 基金の設置目的に従って運用されているか。

● 審査の結果

各基金の運用状況は、計数は正確であり、それぞれ設置目的に従って運用されており、事務の執行も適正であると認めた。

● 基金の運用状況

① 美術資料取得基金 (単位：千円)

区 分	年度末現在美術資料有高				年度末現在 現金有高	年度末 基金現在高
	前年度 繰越額	当年度 購入額	当年度 払出額	計		
令和6年度	256,650	0	2,900	253,750	46,250	300,000
令和5年度	259,268	0	2,618	256,650	43,350	300,000
増減額	△2,618	0	282	△2,900	2,900	0

※令和6年度末における資料有高は絵画3点、版画4点、立体2点

② 歴史資料及び文学資料取得基金 (単位：千円)

区 分	年度末現在歴史・文学資料有高				年度末現在 現金有高	年度末 基金現在高
	前年度 繰越額	当年度 購入額	当年度 払出額	計		
令和6年度	36,000	0	0	36,000	24,000	60,000
令和5年度	36,000	0	0	36,000	24,000	60,000
増減額	0	0	0	0	0	0

※令和6年度末における資料有高は文学資料1点

5. 令和6年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査

毎年度、健全化判断比率と資金不足比率について、市長からの審査依頼に基づき、比率やその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかなどを審査しています。

● 審査の着眼点

- ① 関係法令に基づき適正に算定されているか。
- ② 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

● 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

● 審査意見

○ 健全化判断比率

健全化判断比率		早期健全化基準 ⁽¹⁶⁾
実質赤字比率 ⁽¹²⁾	— (—)	11.25%
連結実質赤字比率 ⁽¹³⁾	— (—)	16.25%
実質公債費比率 ⁽¹⁴⁾	12.4% (12.1%)	25.0%
将来負担比率 ⁽¹⁵⁾	121.7% (123.0%)	400.0%

※「—」は黒字のため記載すべき比率無し。()内は前年度比率。

○ 資金不足比率

事業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準 ⁽¹⁷⁾
下水道事業会計	— (—)	20.0%
水道事業会計	— (—)	
病院事業会計	— (—)	
中央卸売市場事業会計	— (—)	
と畜場事業会計	— (—)	

※「—」は資金不足がないため記載すべき比率無し。()内は前年度比率。

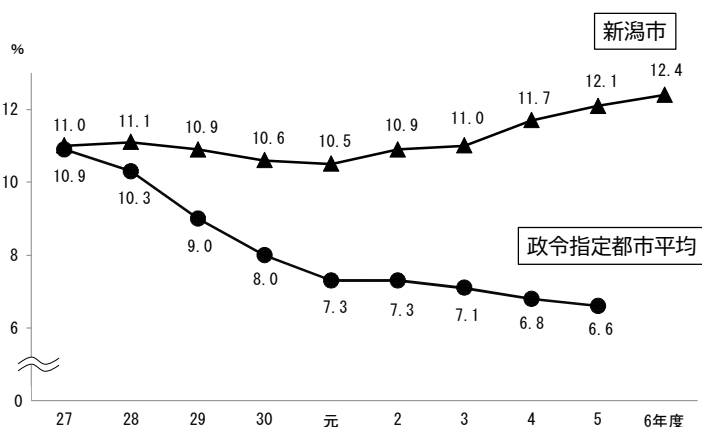
○ 総括

令和6年度決算における実質公債費比率は12.4%、将来負担比率は121.7%で、ともに早期健全化基準を下回った。

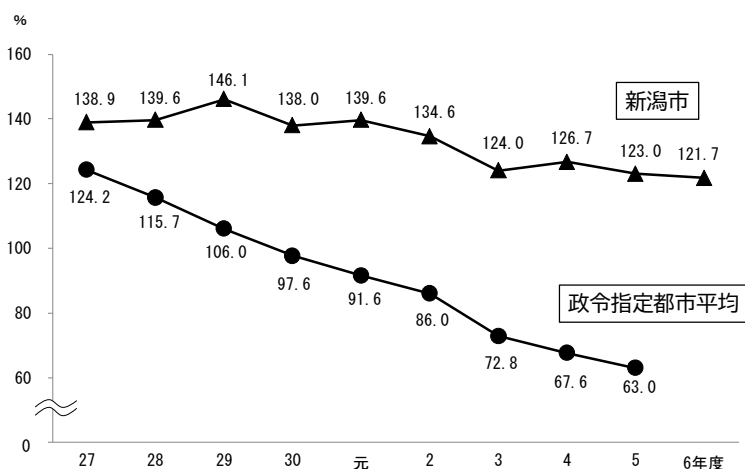
実質公債費比率は、前年度に比べ0.3ポイント上昇し、数値は悪化した。政令指定都市の平均値が低下傾向を示している一方で、本市は令和元年度以降、上昇傾向にあることから、今後もその推移に留意されたい。

将来負担比率は、前年度に比べ1.3ポイント低下し、数値は良化した。しかしながら、物価高騰や令和6年能登半島地震からの復興など、喫緊の課題のほか、インフラや公共施設の老朽化など、中長期的な視点に基づく課題にも対応を要することから、本市の財政状況はいまだ厳しい状況にある。引き続き地方債残高の縮減を図るなど、将来負担比率の着実な低減に取り組むことにより、健全で持続可能な財政基盤の構築に努められたい。

【図1 実質公債費比率の推移】



【図2 将来負担比率の推移】



6. 令和6年度 内部統制評価報告書審査

毎会計年度、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長からの審査依頼に基づき、評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかなどを審査しています。

● 審査の着眼点

- ① 評価手続に係る記載の審査
 - ・市長が評価手続に沿って適切に評価を実施したか。
 - ・市長が過不足なく不備を把握したか。
- ② 評価結果に係る記載の審査
 - ・市長が把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行ったか。
 - ・市長が把握した整備上の重大な不備について、評価基準日までに是正したか。

● 審査の結果

令和6年度新潟市内部統制評価報告書について、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると認めた。
なお、定期監査等において得られた知見を活用し、まとめとして下記のとおり記載する。

● 審査意見

1 本市の内部統制の現状について

内部統制制度が導入されてから5年が経過し、各所属においてはP D C Aサイクルに基づく整備及び運用の取組が進められている。当年度の報告書では、依然として運用面において重大な不備が存在し、また、不注意やチェック機能の不全が発生原因となる不備が前年度より増加するなど、一部の所属では制度が十分に機能していない実態が見受けられた。

令和6年度の定期監査においても、法令等に違反し、又は不当と認められ、その程度が著しい又は重大であると監査委員が判断した指摘事項は、過去最多の10件に上った。中でも、行政財産の貸付等に係る光熱水費実費相当額の徴収金額を誤っていた2件の指摘事項については、令和2年度の定期監査において同様の誤りが既に他の所属において指摘され、制度所管課からも全所属に対して注意喚起の通知が発出されていたにもかかわらず、今回指摘を受けた所属

内では検証や是正がなされず、誤った事務処理が継続されていたものであった。

これは、内部統制のPDCAサイクルの「Check」にあたる「内部統制が有効に機能していたかどうかの継続的な評価」がされていなかった結果であり、他の所属で発生した問題事案は、自らの所属におけるリスク評価の見直しにとって極めて重要であるにもかかわらず、それに対して十分な関心が払われていなかったことをうかがわせるものである。さらに、当該所属では、モニタリングの結果を踏まえた改善（Action）も、統制環境を基盤としてリスク評価を実施し、対応策を決定すること（Plan）も不十分であった。

すなわち本市全体をみると、PDCAサイクルが一部機能していなかったとの懸念がある。

2 全庁一体となった取組の推進を

上記の事案は、個々の所属の問題にとどまらず、組織全体における情報共有のあり方や、内部統制に対する職員一人一人の当事者意識の欠如が根本的な要因と考えられる。内部統制は、一部の職員や所属長のみが取組に終始するのではなく、すべての職員が共通の認識を持って主体的に参画することが不可欠である。

内部統制推進部局及び評価部局においては、これまで一部の事例のみ情報共有をしていた事務誤りについて、令和7年度から、すべての事例を職員ポータルに掲示することとした。これは必要な改善であるといえ、そのこと自体は評価できるが、そのみで安心して良いのかについても注意を払うべきである。なぜなら、内部統制において肝要な点は、事務を担当する職員一人一人が内部統制制度の真の意義を認識し、事務処理に潜むリスクに目を向けて、統制活動に取り組むことで、組織と職員の業務が効率的かつ効果的に遂行され、安心して働くことができる職場環境を構築することにあるからである。

その意味で、事務誤りの情報を共有するにあたっては、単なる掲示にとどまらず、受け手であるすべての職員に適切に認識される効果的な方法を検討し取り組むとともに、そうした情報が職員の意識醸成につながっているかを継続的に検証し、内部統制の実効性を確保するよう努められたい。

また、多発する事務誤りの要因の一つとして、業務の多様化や複雑化があげられるが、その解消に資するデジタルツールの活用や、業務プロセスの見直しによる効率化が図られるような支援を行うことにも努められたい。

これまで内部統制の対象事務は、地方自治法第150条第1項第1号に規定する「財務に関する事務」のみであったが、令和7年度から同法同条同項第2号に規定する市長が認めるものとして「個人情報に関する事務」が加わった。個人情報に関する事務誤りが増加し、過去には、DV被害者の個人情報漏洩とい

う、重大な人権侵害に結びつきかねず、ときには人命にさえも関わりかねない事務誤りが発生している。個人情報に関する事務誤りは、被害者の日常生活の安寧に多大な影響を及ぼし、その回復も容易ではないため、対策強化が望まれている。このような状況に鑑みると、内部統制の対象事務を拡大する対応は適切であり、情報管理の側面でも内部統制の取組が一層重要性を増したといえる。

市長が内部統制に関する方針において掲げる「公務能率を高め、適正な事務を執行する組織へと改革し、信頼される行政運営の確立に取り組む」ことを実現するためにも、内部統制の適切な整備及び運用について、これからも不断の見直しを行い、全庁一体となった取組を推進するよう求めるものである。

7. 例月現金出納検査

市の現金の出納事務が正確に行われているか、書類上の現金出納の帳尻と所在現金高との突合せなどにより、毎月例日を定めて検査しています。

● 検査の概要

- ① 会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）
毎月1回、前月末日現在の現金収支及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。
- ② 公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）
毎月1回、下水道事業管理者（市長）、水道事業管理者及び病院事業管理者の所管に係る、前月末日現在の月次試算表及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

● 検査の結果

- ① 会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）
会計管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。
- ② 公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）
各事業管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。

8. 住民監査請求に基づく監査

市の住民が、市の職員等について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認める場合、これを証する書面を添えて、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講じるよう請求する制度です。

● 監査の結果

No.	件名	結果
1	連節バスの保有に関するもの	棄却
2	行政苦情審査会に係る報酬の支出に関するもの	受理前却下
3	無料法律相談に係る委託料の支出に関するもの	受理前却下
4	子ども条例推進事業に係る支出に関するもの	受理前却下

9. 請求等に基づく監査

住民の直接請求、議会の請求、市長の要求等に基づき監査を行う制度です。

- 監査の結果
該当なし

10. 包括外部監査

毎会計年度、市長と契約した包括外部監査人が、テーマを定めて監査を行う制度です。包括外部監査の結果に関する報告の提出を受けて、これを公表しています。

- 各年度の実施状況

年 度	包括外部 監査人	包括外部監査の内容
令和7年度	公認会計士	文化・スポーツ振興に係る事務の執行及び管理状況について（令和8年2月公表）
令和6年度	公認会計士	廃棄物対策事業に係る事務の執行及び管理状況について（令和7年2月公表）
令和5年度	公認会計士	外郭団体の財務に関する事務の執行及び管理状況について（令和6年2月公表）
令和4年度	弁護士	経済政策に関する事務の執行について（令和5年2月公表）
令和3年度	弁護士	教育委員会及び市立学校における事務の執行について（令和4年2月公表）
令和2年度	弁護士	農業政策に関する事務の執行について（令和3年2月公表）

Ⅲ 参考

1. 関係法令・例規

① 関係法令

法 令	本文での略記
地方自治法	地自法
地方公営企業法	地公企法
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	地公財健法

※本文中での条文番号等の略記については以下のとおりです。

条：英数字 項：ローマ数字 号：漢数字

(例) 第185条の5第2項第5号 → 185の5Ⅱ五

② 関係例規

例 規	備 考
新潟市監査委員条例	制定：S39. 3.30 最終改正（施行日）：R6. 4.1
新潟市監査委員規程 （旧新潟市監査事務運営規程）	制定：H29. 3.27 最終改正（施行日）：R2. 4.1
新潟市監査委員監査基準	制定：R2. 2.28 最終改正（施行日）：R7. 4.1
新潟市監査委員事務局規程	制定：S34. 10.1 最終改正（施行日）：R2. 4.1
新潟市監査委員会議傍聴規程	制定：H16. 3.10 最終改正（施行日）：R2. 4.1
新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例	制定：H11. 2.25 最終改正（施行日）：H15. 9.29
新潟市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規則	制定：H11. 3.16 最終改正（施行日）：H19. 9.1

2. 用語の解説

No.	用語	概要
1	独任制	それぞれの監査委員が独立して職務（監査）を行うことであり、そのため、「監査委員会」ではなく「監査委員」という名称。 ただし、監査結果等の決定は、監査委員の「合議」による（地自法199Ⅻ）。
2	健全化判断比率	実質赤字比率 ⁽¹²⁾ 、連結実質赤字比率 ⁽¹³⁾ 、実質公債費比率 ⁽¹⁴⁾ 、将来負担比率 ⁽¹⁵⁾ の4つの財政指標の総称。 財政の早期健全化等の必要性を判断するとともに、他の地方公共団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す。
3	資金不足比率	公営企業会計ごとの資金不足額の、事業規模に対する比率。 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標。
4	形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。
5	実質収支	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費 ^{（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで繰り越すこと）} 、繰越明許費 ^{（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）} 等の財源を控除した額。
6	単年度収支	実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。 具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。
7	実質単年度収支	単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額と地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

8	実質収支比率	実質収支の標準財政規模 ^(A) （臨時財政対策債 ^(B) の発行可能額を含む）に対する割合。 実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。
8 A	標準財政規模	地方公共団体において、標準的な状態で通常収入されるであろう、経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税 ^(C) と臨時財政対策債の発行可能額を加算した額。
8 B	臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる、特例として発行される地方債。
8 C	普通交付税	地方財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するために、国が地方公共団体に対して交付する地方交付税のうち、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本とするもの。
9	財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額 ^(A) を基準財政需要額 ^(B) で除して得た数値の過去3年間の平均値。
9 A	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入を算定した額。
9 B	基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、施設を維持するための財政需要を算定した額。
10	経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。 毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分、臨時財政対策債の合計額に占める割合。
11	人口	総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の住民基本台帳人口より、令和5年度は令和6年1月1日現在、令和6年度は令和7年1月1日現在のもの。

1 2	実質赤字比率	地方公共団体の一般会計等（普通会計 ^(A) ）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。 地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標。
1 2 A	普通会計	個々の地方公共団体の、財政状況の統一的な掌握や比較を行うため、地方財政状況調査上、便宜的に用いられる会計区分。 新潟市においては、一般会計に土地取得事業会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計、公債管理事業会計を加え、重複額を調整したもの。
1 3	連結実質赤字比率	公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした、実質赤字額と資金の不足額の標準財政規模に対する比率。 全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標。
1 4	実質公債費比率	地方公共団体の一般会計等（普通会計）が負担する、元利償還金と準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。 借入金（地方債）の返済額と、これに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。
1 5	将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等（普通会計）が、将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率。 一般会計等（普通会計）の借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の、現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
1 6	早期健全化基準	健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければならない。
1 7	経営健全化基準	資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。